＜労使協定　規定例）＞

【１日の労働時間が一律の場合】

|  |
| --- |
| 時間単位年次有給休暇に関する労使協定（例）　〇〇商事株式会社と同社従業員代表〇〇〇〇とは、標記に関して次のとおり協定する。（対象者）第１条　すべての従業員を対象とする。（日数の上限）第２条　年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は５日以内とする。（１日分年次有給休暇に相当する時間単位年次有給休暇）第３条　年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、１日の年次有給休暇に相当する時間数を８時間とする。（取得単位）第４条　年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、１時間単位で取得するものとする。令和〇年〇月〇日　　　　　　　　　　　　　　〇〇商事株式会社　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　〇〇〇〇　　　　　　　　　　　　　　〇〇商事株式会社　　　　　　　　　　　　　　　　従業員代表　〇〇〇〇※就業規則には、時間単位年次有給休暇１時間当たりの賃金額を明文化する必要があります。 |

【１日の労働時間が異なる場合（１）】

|  |
| --- |
| 時間単位年次有給休暇に関する労使協定（例）○○商事株式会社と同社従業員代表□□□□とは、標記に関し、次のとおり協定する。１　時間単位での年次有給休暇（以下「時間単位年休という。）を付与する従業員の範囲は、全社のパートタイム労働者、嘱託を含むすべての従業員とする。２　時間単位年休における１日の時間数は、次のとおりとする。パートタイム労働者　・・・・・・５時間嘱託・・・・・・・・・・・・・・６時間上記以外の従業員・・・・・・・・８時間３　取得できる時間単位年休の単位時間は、１時間とする。４　届出のあった時間単位年休が、事業の正常な運営を妨げる場合は、会社はその時季を変更することがある。５　本協定の時間単位年休に対して支払われる賃金は、「通常の賃金」により計算する。令和○年○月○日 　　　　　　　　　　　　○○商事株式会社　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　代表取締役　〇〇〇〇 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○商事株式会社 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　従業員代表　□□□□ |

【１日の労働時間が異なる場合（２）】

|  |
| --- |
| 時間単位年次有給休暇に関する労使協定（例）○○商事株式会社と同社従業員代表〇〇〇〇は、時間単位の年次有給休暇に関し、次のとおり協定する。（対象者）第１条　時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）は、すべての従業員を対象とする。（日数の上限）第２条　時間単位年休を取得することができる日数は、１年につき５日以内とする。この５日には前年の時間単位年休の繰越し分を含めることとする。時間単位年休を５日取得したために、前年から繰り越した１日未満の時間が取得できなかった場合は、この時間分は翌年度に繰越す。（１日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休）第３条　時間単位年休を取得する場合は、１日の年次有給休暇に相当する時間数は、以下のとおりとする。1. 所定労働時間が５時間を超え６時間以下の者 ６時間

※下欄参照(2) 所定労働時間が６時間を超え７時間以下の者 ７時間(3) 所定労働時間が７時間を超え８時間以下の者 ８時間（時間単位年休の取得単位）第４条　時間単位年休を取得する場合は、１時間単位で取得するものとする。（時間単位年休の取得手続）第５条　時間単位年休の請求は、遅くとも前労働日の終業時刻までに「時間単位年休取得届」に必要事項を記載して、所属長に届け出るものとする。第６条　時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の１時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じた額とする。（その他）第７条　上記以外の事項については、就業規則第○条に定める事項と同様とする。（協定の効力）第８条　本協定は、令和〇年〇月〇日より効力を発する。令和○年○月○日○○商事株式会社 代表取締役 ○○○○ ○○商事株式会社従業員代表 職名〇〇 〇〇〇〇 ※ 第３条ただし書きに規定する短時間勤務者の取扱は、たとえば、所定労働時間が５時間４５分の従業員の場合、時間単位年休を取得する場合の１日の時間数が６時間となることを意味し、仮に６日間の年次有給休暇のある者が２時間の時間単位年休を取得した場合、残る年次有給休暇は５日と４時間になります。 |